

《基本理念と役割》

1. 基本理念

「軽米町の地域福祉を推進し、町民誰もが住み慣れた地域で、共に支え合い、自分らしく、安心して生活することができる、豊かな福祉社会の実現」を目指します。

2. 役割

本会の基本理念の実現に向けて、以下の取り組みを行います。

- (1) 多様な生活課題を抱える町民に対し、良質で効率的な福祉サービスを提供するとともに、自己決定を基本とした適切なサービス利用支援する体制の確立を推進します。
- (2) ボランティア活動の振興、連携、支援を図り、協働による住民主体の地域づくりを推進します。
- (3) 町民の皆さまに社会福祉への理解と参加を働きかけるとともに、制度や福祉サービス等について、わかりやすい情報提供を推進します。
- (4) 豊かな福祉社会づくりの実現に向け、福祉、保健、医療、教育、労働等の多様な組織、関係等との連携、協働によるネットワークづくりを推進します。
- (5) 関連する法令等を遵守し社会福祉法人として、適正な運営並びに経営基盤の確立、経営改善に向けた体制づくりを推進します。

1. 法人運営事業関係

(1) 組織運営事業

① 理事会（監事含む）の開催（5月・6月・10月・12月・3月）

- ・現理事、監事の任期：2年

令和3年6月25日から令和4年度に関する定時評議員会の終結の時まで

② 定時評議員会の開催（6月・10月・3月）

- ・現評議員の任期：4年

令和3年6月25日から令和6年度に関する定時評議員会の終結の時まで

③ 内部監査並びに出納調査の実施【年4回】（5月・7月・10月・1月）

④ 評議員選任・解任委員会（必要に応じ開催）

- ・現委員の任期：任期：4年

令和3年6月11日から令和6年度に関する定時評議員会の終結の時まで

⑤ 町監査【年1回：実地】

⑥ 二戸地区社会福祉協議会連絡会役職員研修会の実施【年1回】

⑦ 各種研修会等への参加

⑧ 定款・規則・規程・細則・要綱・要領等の整備

(2) 取組状況等の周知

- ① 地域福祉活動計画の策定に伴う活動への取り組み
- ② センター内の掲示板、「社協ホームページ」を活用した情報提供
- ③ 「社協だより」の発行【年2回】 ※ 全戸配布
- ④ 行政連絡区長行き配布文書等の活用【随時】
 - ・町の広報、お知らせ版、かるまいテレビへの掲載、配布文書の依頼
 - ・福祉協力員（各行政連絡区長）の委嘱（任期：1年）
- ⑤ 「社会福祉協議会会費」（社協会費）の実施（8月）

(3) 基金運営事業

- ① 基本財産の管理
- ② 福祉基金の造成（令和5年度を目標に3千万円の積立）
- ③ 財政調整基金積立金の増額への取り組み

2. 地域福祉事業関係

(1) 団体事務の受託

- ① 岩手県共同募金会軽米町共同募金委員会の事務受託
 - I 赤い羽根共同募金運動の実施【10月：戸別、法人募金等の協力依頼】
 - ・赤い羽根自動販売機の設置促進
 - II 歳末たすけあい募金運動の実施【12月】
 - III 災害見舞金の贈呈（必要に応じ随時）
 - IV 災害義援金の取り扱い（必要に応じ随時）
 - ・奉仕委員（各行政連絡区長）の委嘱（任期：1年）
- ② 軽米町民生委員児童委員協議会の事務受託
 - I 定例会の開催（毎月）
 - II 部会活動の推進（高齢者、障がい者、青少年、母子等、企画・広報）
 - III 相談、支援活動（高齢者、障がい者、子ども、その他）
 - IV 連携、協働活動
 - V 各種研修会等への参加
- ③ 軽米町老人クラブ連合会の事務受託
 - I 各種事業の開催（スポーツ大会、ゲートボール大会、芸能大会など）
 - II 会員の加入促進
- ④ 日本赤十字社軽米町分区の事務受託
 - I 「赤十字会員増強運動」（日赤会費）の実施【5月：戸別】
 - II 「法人会費」の実施（7月）
 - III 救援物資等の交付（必要に応じ随時）
 - IV 災害義援金の取り扱い（必要に応じ随時）

- V 各種講習会の実施（心肺蘇生法・救急法・水上安全法・非常炊き出し訓練）【随時対応】
・協賛委員（各行政連絡区長）の委嘱（任期：1年）

(2) 地域福祉事業

- ① 「あのなっす」相談所の開設
 - I 常設相談（平日毎日）午前9時～午後4時（電話対応含む）
 - II 特別相談（弁護士無料相談）【年4回】
- ② ボランティアセンター活動
 - I ボランティアセンターの運営
 - II ボランティア活動に関する相談、登録、あっ旋（ボランティア活動保険含む）
 - III ボランティアニーズ調査、ボランティア養成研修の開催
- ③ 日常生活自立支援事業【基幹社協並びに生活支援員への協力と相談受付】
 - ・利用料（1時間未満1,300円/1時間を超えるごとに650円加算、生活保護受給世帯は無料）
- ④ ふれあいサロン活動支援
 - ・身近な地域において、気軽に楽しく集まる場の活動を支援
- ⑤ その他、地域福祉事業に関する調査、研修

(3) 高齢者関連事業

- ① 軽米町老人福祉センターの管理
 - ・協定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
- ② 通所型介護予防事業
 - ・介護保険非該当の高齢者（原則65歳以上）へデイサービスを提供
- ③ 福祉機器レンタル事業
 - ・福祉機器（ベッド・車いす・吸引器・松葉づえ）を1日100円で貸出（借用日から返却されるまで清掃・消毒料として500円は別途かかります。）
- ④ 介護用品（在宅用）の展示事業
 - ・ポータブルトイレ等の展示
- ⑤ 生活管理指導員派遣事業
 - ・介護保険非該当の高齢者（原則65歳以上）へ日常生活上の健康管理などを支援（利用料1回1時間300円）
- ⑥ ひとり暮らし高齢者見守り事業
 - ・介護保険非該当の高齢者（原則65歳以上）へ、家庭訪問又は電話連絡による見守りを実施
- ⑦ 軽米町地域活動拠点整備事業（地域包括支援センターブランチ事業）
 - ・要援護高齢者及び家族から総合相談窓口として、介護予防・生活支援の観点から適切な相談支援を行う。また町及び保健医療福祉関係機関と連絡調整し、要援護高齢者の自立促進を図る。（災害時要援護者台帳含む）
- ⑧ 敬老事業
 - ・町が行う「敬老会」で対象となる80歳到達者へ長寿のお祝いとして「杖」

を贈呈

⑨ シルバー人材センターの事務支援

・地域高齢者（概ね 60 歳以上）の方々が「生きがいと能力」に応じた社会参加活動（作業あつ旋）への支援

受注作業：庭木の剪定、草刈り、障子・襖張り、除雪など（作業内容により利用料金を設定）

(4) 介護保険関連事業

① 特別養護老人ホーム「いちい荘」の経営

※ 事業計画は別紙

② 訪問介護事業所いちいの経営 ※ 新設

・要介護状態の利用者の意志及び人格を尊重し、指定訪問介護の提供を確保する。（要支援状態の第 1 号訪問事業を含む）

(5) 障がい者関連事業

① 軽米町社協指定居宅介護事業所（障がい者ヘルパー）の運営

・利用者の意志及び人格を尊重し、指定居宅介護の提供を確保する。

② 就労継続支援 B 型事業所こぶしの経営 ※ 事業計画は別紙

③ 地域活動支援センターふれあいの運営 ※ 事業計画は別紙

(6) 児童関連事業

① 福祉体験学習等への協力支援（職員の派遣）

(7) 福祉団体への支援等（各種行事への協力と運営費の助成）

① 軽米町子ども会育成会連絡協議会

② 軽米ことばを育む親の会

③ 軽米町母子寡婦福祉協会

④ 軽米町老人クラブ連合会

⑤ 軽米町民生委員児童委員協議会

(8) 低所得者等への支援（関係機関、民生委員と連携）

① 生活困窮者自立支援事業【関係機関等との連携】

② 生活福祉資金制度の活用（相談、貸付と償還指導）

1 総合支援資金

【失業や収入の減少により、世帯の生活の維持が困難な場合に、生活の立て直しのため生活費及び一時的な費用を貸し付ける資金】

2 - 1 福祉資金 福祉費

【福祉機器の購入や商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また日常生活上一時的に必要な費用を貸し付ける資金】

- 2-2 福祉資金 緊急小口資金
【緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に、一時的な費用（上限 10 万円）を貸し付ける資金】
- 3 教育支援資金
【高校、大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）への就学に際し、入学金・制服等の入学経費と、授業料・通学定期代等の就学経費を貸し付ける資金】
- 4-1 不動産担保型 生活資金
【今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金】
- 4-2 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金
【今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金】
- ③ たすけあい資金制度の活用（相談、貸付と償還指導）
【町内に居住する低所得世帯に対して応急的な資金の貸付を行ない、経済的自立と生活意欲の助長を図る】

(9) 福祉サービスに関する苦情解決処理

- ① 法人本部、軽米町社協居宅介護事業所、就労継続支援 B 型事業所こぶし、地域活動支援センターふれあいの苦情解決体制
 - I 苦情解決責任者（事務局長）
 - II 苦情受付担当者（会長が指名：1名）
 - III 第三者委員（会長が委嘱：2名）
- ② 特別養護老人ホームいちい荘の苦情解決体制
 - I 苦情解決責任者（所長）
 - II 苦情受付担当者（会長が指名：2名）
 - III 第三者委員（会長が委嘱：5名）
- ③ 訪問介護事業所いちいの苦情解決体制 ※ 新設
 - I 苦情解決責任者（所長）
 - II 苦情受付担当者（会長が指名：2名）
 - III 第三者委員（会長が委嘱：5名）